



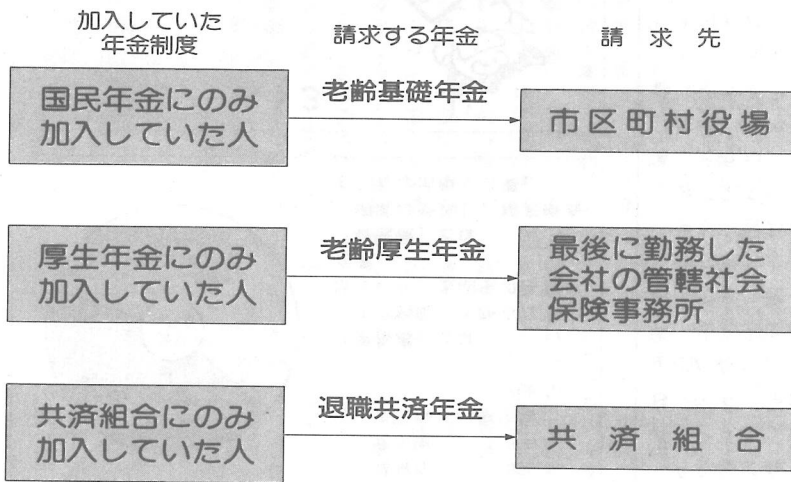
老齢年金の請求先は

年金は大きく分けて国民年金・厚生年金・共済年金の3つに分けることができます。国民年金のみに入っていた方は、役場が請求先になりますが、厚生年金や共済組合に加入したところのある方の請求先は下表のようになります。

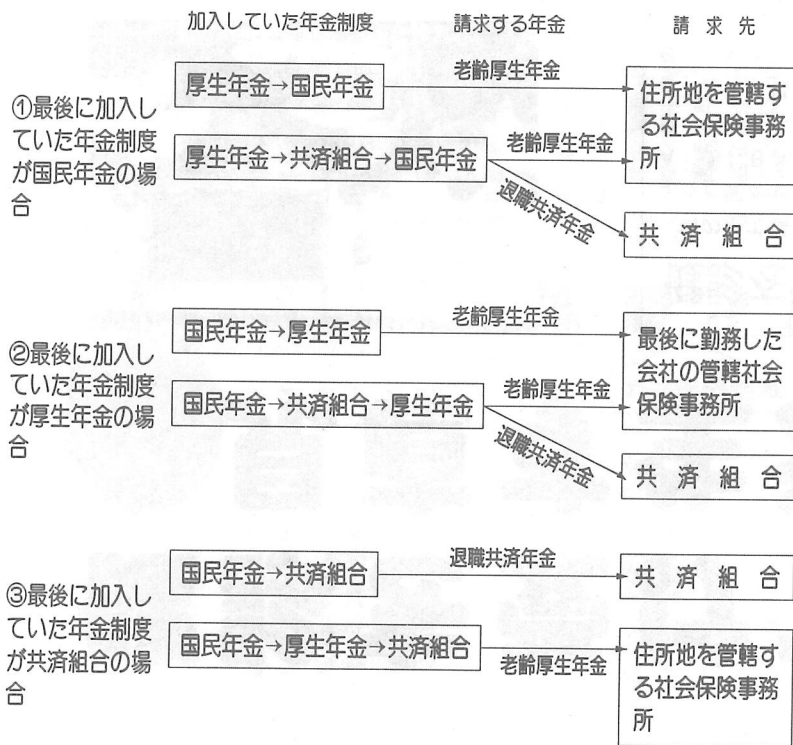
年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに請求しましょう。

くわしいことは役場年金係（☎内線247）までお問い合わせください。

老齢給付の請求先



2つ以上の制度に加入していた人の場合



Q 年金受給者が就職した場合

A 私には60歳から繰上げ支給の老齢基礎年金（国民年金）を受給していますが、会社に勤めた場合、年金はどうなるのでしょうか。

繰上げ支給を受けている人が、厚生年金保険制度の

ある会社に勤めた場合、65歳までの間は今まで受給していた老齢基礎年金は支給停止されます。しかし、65歳を過ぎればそのまま勤務していても支給は再開されますし、厚生年金保険制度からも老齢厚生年金が受けられます。

みんな幸せだといいわ 人権週間 12月4日~10日

人間はだれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。今年が45回目の人権週間にあたります。

“あなたの人権は守られていますか” “他人の人権を侵していませんか” この機会に人権について、もう一度考えてみてはいかがでしょうか。

横芝町人権擁護委員協議会では、この人権週間にちなみ、特設人権相談所を開設します。いじめ・親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借家・借地・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとがありましたらお気軽に相談においでください。相談は無料で秘密は固く守られます。

●特設相談日
とき 12月7日(火)午前10時~午後3時
場所 町中央公民館2階(役場隣)

●相談日
とき 毎月第1・2・3火曜日 午後1時30分~4時
場所 町中央公民館2階(役場隣)

●人権擁護委員 (敬称略)
吉川 義男 長倉1220-1
馬場 明子 栗山2880-24
渡辺 冀一 屋形5242